

佐賀県告示第百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び第六項の規定に基づき特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成二十二年六月一日以後に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物から適用する。

なお、建築基準法第七条の三第一項及び第六項の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成十七年佐賀県告示第二百五十八号。以下「旧告示」という。）は、平成二十二年五月三十一日限り廃止する。ただし、旧告示の三に掲げる建築物で、同年六月一日前に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出したものに係る特定工程及び特定工程後の工程については、旧告示は、なおその効力を有する。

平成二十二年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

一 中間検査を行う区域

佐賀県の区域のうち、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町の区域を除く区域

二 中間検査を行う期間

平成二十二年六月一日から五年間

三 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

- (一) 法別表第一い欄一から四までに掲げる用途に供する建築物で三以上の階数（地階を除く。）を有するもの
- (二) 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

四 特定工程

次に掲げる工程を特定工程とする。なお、二以上の構造を併用した建築物にあつては、一階の床面積の過半の構造の区分によるものとする。

- (一) 木造にあつては、柱、はり及び筋かいの建方工事（枠組壁工法にあつては、耐力壁の設置工事）
- (二) 鉄骨造にあつては、一階の鉄骨の建方工事
- (三) 鉄筋コンクリート造にあつては、二階の床（階数が一の場合は屋根版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、二階の床版（階数が一の場合は屋根版）の取付工事
- (四) 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、一階の鉄骨の建方工事
- (五) (一)から(四)までに掲げるもの以外のものにあつては、基礎に鉄筋を配置する工事

五 特定工程後の工程

次に掲げる工程を特定工程後の工程とする。

- (一) 木造にあつては、壁の外装工事又は内装工事
- (二) 鉄骨造にあつては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事
- (三) 鉄筋コンクリート造にあつては、二階の床（階数が一の場合は屋根版）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋を覆うコンクリート打込工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、二階の柱又は壁の取付工事（階数が一の場合は屋根版と一階の壁を接合する部分を覆う工事）
- (四) 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリート打込工事
- (五) (一)から(四)までに掲げるもの以外のものにあつては、基礎のコンクリート打込工事

六 適用の除外

次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (一) 法第七条の三第一項第一号に規定する工事の工程を含む建築物

- (二) 法第十八条又は第八十五条の適用を受ける建築物
- (三) 法第六十八条の二十に規定する認証型式部材等である建築物